

第1章 エコアクション21の概要

1. エコアクション21の特徴

エコアクション21は、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したガイドラインであり、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版（以下「エコアクション21ガイドライン」という。）」にまとめられています。

このエコアクション21ガイドラインには、大きく以下の3つの特徴があります。

○中小企業等でも容易に取り組める環境経営システムです

中小事業者等の食品リサイクル及び環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムの在り方を規定しています。

○必要な食品リサイクル及び環境への取組みを規定しています

エコアクション21では、必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。本マニュアルでは特に、食品関連事業者が取り組むべき食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の取組み（食品リサイクルの取組）を重視しています。食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%以上にすることが求められています。これらの取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

○環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます

事業者が食品リサイクル及び環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素となっています。そこで、環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。

2. エコアクション21の構成

エコアクション21は、下の4つのパートにより構成されています。

この4つのパートに沿って取り組むことにより、幅広い事業者が効率的に環境経営システムを構築することができ、食品リサイクル及び環境に関する取組みの現状把握から、目的・目標の設定、管理、改善、環境コミュニケーションに至るまでの総合的な運用を図ることができます。

エコアクション21の4つのパート

1. 食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックの手引き

(付属)「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物・環境への負荷の自己チェックシート集」

2. 食品リサイクル・環境への取組みの自己チェックの手引き

(付属)「食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・環境への取組みの自己チェックリスト」

3. 環境経営システムガイドライン

4. 環境活動レポートガイドライン

3. エコアクション21の認証・登録制度

「エコアクション21認証・登録制度」は、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度で、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（以下「エコアクション21事務局」という）が実施しています。